

令和3年1月13日

関係各位 御中

京都府商工労働観光部長

京都府緊急事態措置協力金の支給について（依頼）

この間の新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、1月13日に国が緊急事態宣言を発令したことに伴い、京都府内にある飲食店等に対し、営業時間の短縮（午前5時から午後8時までの間の営業、酒類の提供は午前11時から午後7時まで）の要請（以下、「時短要請」という。）を行うことといたしました。

つきましては、時短要請にご協力いただいた事業者の皆様に対して、下記のとおり、「京都府緊急事態措置協力金」の支給を予定していますので、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、当該協力金について周知いただきますようお願いいたします。

記

■ 京都府緊急事態措置協力金

（1）対象施設

【飲食店】 飲食店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）
【遊興施設等】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

（2）支給要件

次のいずれにも該当する事業主（今回から大企業も対象となります）

- ① 京都府内に対象施設（店舗）を有すること
- ② 府の要請期間中、定休日等の店休日を除くすべての営業日において、連続して時短要請に応じていること
- ③ 緊急時短宣言発令日（1/13）以前から営業していること（営業時間が午後8時までの店舗は除く）
- ④ ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること

（3）要請内容

午前5時～午後8時の間の営業を要請（酒類の提供は午前11時～午後7時）

（4）要請期間

令和3年1月14日（木）午前0時から2月7日（日）午後12時

※準備の都合等、特別な事情がある場合でも、遅くとも1月18日（月）午前0時から時短要請に応じなければ対象外

（5）支給額

1施設（店舗）1日あたり6万円 ※定休日等の店休日を除き時短要請に対応した日数に応じて支給

（6）支給時期・申請方法

京都府緊急事態措置協力金は、要請期間が終了した2月8日（月）以降、受付を開始予定。

また、「第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の受付についても、同様に受付を開始予定。具体的な受付期間・申請方法等の詳細は、いずれの協力金についても、京都府ホームページ等でお知らせいたします。

（7）その他

京都府による「第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の要請期間を次のとおり変更します。

変更前：令和3年1月12日（火）～2月7日（日）

変更後：令和3年1月12日（火）～1月13日（水）

■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と京都府緊急事態措置協力金との比較

| | 京都府による要請 (新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金) | | 緊急事態宣言 に基づく要請【今回】 (京都府緊急事態措置協力金) |
|------|-----------------------------------|--------------------------------|---|
| | 第1期 | 第2期 | |
| 期間 | 12月21日(月) ～1月11日(月) 【22日間】 | 1月12日(火) ～1月13日(水) 【2日間】 | 1月14日(木) ～2月7日(日) 【25日間】 |
| 対象地域 | 京都市 | | 京都府内全域 |
| 対象業種 | 接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等 | | 飲食店 遊興施設等(飲食店営業 許可を受けている施設) |
| 要請内容 | 午前5時～午後9時の間の営業を要請 | | 午前5時～午後8時の間 の営業を要請(酒類の提 供は午前11時～午後7 時) |
| 対象者 | 中小企業・団体、個人事業主 | | 企業・団体、個人事業主 (※規模の限定なし) |
| 猶予期間 | 遅くとも12月25日(金) ～ | 遅くとも1月13日(水) ～ | 遅くとも1月18日(月) ～ |
| 受付期間 | 1月12日(火) ～2月1日(月) | 2月8日(月)～予定 | |

<問い合わせ先>

協力金コールセンター

9時30分～17時30分(日曜日・祝日除く)

075-365-7780